

令和元年度砺波市人事行政の運営等の状況

砺波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年砺波市条例第3号）第6条の規定に基づき、令和元年度における砺波市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和2年4月1日現在の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

部 門	区 分	職員数		対前年 増員数	主な増減理由
		令和2年	令和元年		
一 般 行 政	総務企画・税務	85	87	△2	<ul style="list-style-type: none"> ・組織強化（医療体制強化等）による増 ・業務減（国道対策班の廃止）及び組織体制の見直しによる減 ・幼稚園統合に伴う減
	民生・衛生	176	177	△1	
	商工・労働	16	15	1	
	農林水産	18	20	△2	
	土 木	23	24	△1	
	小 計	318	323	△5	
特 別 行 政	教 育	48	52	△4	
	小 計	48	52	△4	
公 営 企 業 等 会 計	病 院	669	665	4	
	水 道	11	12	△1	
	下 水 道	7	8	△1	
	そ の 他	8	8	0	
	小 計	695	693	2	
合 計		1,061	1,068	△7	

注 職員数は地方公共団体定員管理調査により、臨時及び非常勤職員は含みません。

(2) 定員適正化の状況

適正化の手法

- ・組織・機構の改編による合理化
- ・嘱託・臨時職員の活用
- ・事務事業の見直しによる効率化
- ・指定管理者制度、事務の外部委託の推進等による民間活力の活用 等

定員適正化の状況

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
職員数	4 1 3	4 0 9	4 0 0	4 0 4	4 0 6	4 0 3	3 9 2
増減数	△ 4	△ 4	△ 9	4	2	△ 3	△ 1 1
(累計)	(△ 4 2)	(△ 4 6)	(△ 5 5)	(△ 5 1)	(△ 4 9)	(△ 5 2)	(△ 6 3)

注 職員数は、各年の地方公共団体定員管理調査に基づいています。

(3) 採用の状況（令和 2 年 4 月 1 日）

1 5 名採用（競争試験：1 5 名、選考：0 名）

注 総合病院に勤務する医療職員を除きます。

(4) 昇任の状況（令和元年度）

① 市長部局等

3 3 名（部長：3 名、次長：4 名、課長：6 名、主幹：4 名、
係長：1 0 名、主任：6 名）

② 教育委員会

8 名（部長：1 名、次長：1 名、課長：3 名、主幹：1 名、
係長：1 名、主任：1 名）

注 総合病院に勤務する医療職員を除きます。

(5) 退職の状況（令和元年度）

2 6 名退職

注 総合病院に勤務する医療職員を除きます。

2 職員の人事評価の状況

砺波市職員の人事評価制度の実施状況は次のとおりです。

(1) 評価対象者

正規職員

(2) 評価基準日及び評価対象期間

① 評価基準日 9 月 1 日（前期）、3 月 1 日（後期） 年 2 回

② 評定対象期間

4 月 1 日～9 月 3 0 日（前期）、1 0 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日（後期）

(3) 評価方法

職員が役割を果たすために必要な「能力」、「勤務態度」及び職員が取り組んだ「業績」について、原則として所属長、部長等が、1 0 項目、5 段階で評定し、総合判定を行います。

(4) 評価結果の活用

人事評価の結果は、被評価者の任免（昇任等）、給与（昇給、昇格、勤勉手当等）、人材育成に活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 30年度の人件費率
令和 元年度	人 48,354	千円 20,292,237	千円 1,054,783	千円 3,077,973	% 15.2	% 14.7

注1 人件費は、令和元年度中に支給された一般職員の給与・退職手当・共済費及び市長・議員等の特別職に支給された給料・報酬等の合計です。

注2 住民基本台帳人口は、令和2年1月1日現在のものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当り 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B	
令和 元年度	人 375	千円 1,366,011	千円 169,504	千円 543,423	千円 2,078,938	千円 5,544

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、令和元年4月1日現在のものです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
328,100円	373,300円	43.6歳	282,400円	303,100円	48.2歳

注1 「一般行政職」とは、国の行政職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員で、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職を除く職員です。（以下同じ）

注2 「技能労務職」とは、国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員です。（以下同じ）

注3 平均給与月額とは、給料月額と扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		砺波市	県	国
一般 行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能 労務職	高校卒	139,900円	147,900円	—
	中学卒	—	139,900円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般 行政職	大学卒	281,000円	322,800円	358,600円
	高校卒	224,900円	273,100円	303,900円
技能 労務職	高校卒	該当者なし	257,100円	281,700円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	係長 主査	主幹	次長 課長	部長	—
職員数	20人	32人	47人	57人	42人	24人	7人	229人
構成比	8.7%	14.0%	20.5%	24.9%	18.3%	10.5%	3.1%	100.0%

注1 砺波市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

砺波市（一般行政職）	富山県	国
一人当たり平均支給額 （元年度） 1,615千円	一人当たり平均支給額 （元年度） 1,677千円	—
（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分	（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分	（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 5～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 5～25%

注（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（令和2年4月1日現在）

砺波市			国		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

③地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）			86,278 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			1,041,615 円
支給対象職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師・歯科医師	16 %	85 人	16 %

④特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

※（ ）内は病院事業を除いた場合

支給実績（令和元年度決算）		277,142 千円 (2,238 千円)	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		405,771 円 (20,916 円)	
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		65.0 % (28.1 %)	
手当の種類（手当数）		12 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
外勤手当	税務課に勤務する職員	市税の賦課、調査、徴収	1日につき300円
		市税の滞納処分	1日につき500円
保健衛生手当	従事職員	感染症の防疫、予防または救済等のため、病毒汚染の危険のある作業	1日につき300円
研究手当	医師または歯科医師	研究業務	月額200,000円以内
救急勤務医手当	医師	日直勤務中の救急医療業務	勤務1回につき7,000円
		宿直勤務中の救急医療業務	勤務1回につき9,000円
分娩手当	産婦人科医師	分娩を取り扱う業務	分娩1回につき20,000円

病院手当	看護師または准看護師	病棟、救急室での交替勤務	月額 2,000 円
	病院に勤務する職員（医師及び放射線技師を除く）	手術室、中材、人工透析センター、内視鏡センター、分娩室、救急科、ICU、若しくは精神病棟の業務または放射線取扱作業	1 日につき 100 円
	看護師、准看護師、または調理師	時差勤務	1 日につき 400 円
	臨床検査技師	剖検介助業務	1 回につき 5,000 円
	放射線技師	放射線技術科の業務	月額 7,000 円
	①病院に勤務する職員（医師を除く） ②臨床検査技師	①感染症・結核病床の業務または抗癌剤の調整 ②人の臓器若しくは細菌の検査業務	1 日につき 200 円
	医師	正規の勤務時間以外に救急業務に従事するために待機を命じられた場合	1 回につき 4,000 円
	医療技術職員	正規の勤務時間以外に救急業務に従事するために待機を命じられた場合	1 回につき 800 円
夜間看護手当	看護師または准看護師	深夜勤務（午後 10 時後翌日午前 5 時前の間）	1 回につき 4 時間以上 3,550 円 2 時間以上 4 時間未満 3,100 円 2 時間未満 2,150 円
生活保護手当	社会福祉課に勤務する職員	生活保護法に関する事務	1 日につき 250 円
救護収容手当	社会福祉課に勤務する職員	行旅死亡人の収容作業	1 件につき 1,500 円
		行旅病人の救護作業	1 件につき 1,000 円
変則勤務手当	保育所、図書館等の施設に勤務する職員（病院に勤務する職員を除く）	正規の勤務時間が週休日に割り振られている業務	月額 2,000 円

下水道業務手当	従事職員	下水道管内部調査業務	1日につき500円
用地交渉手当	従事職員	用地買収交渉、物件移転交渉等の業務	1日につき500円

⑤ 時間外勤務手当

※ () 内は病院事業を除いた場合

支給総額 (令和元年度決算)	294,794 千円 (55,539 千円)
職員1人当たり支給年額 (令和元年度決算)	344 千円 (188 千円)
支給総額 (平成30年度決算)	292,916 千円 (53,272 千円)
職員1人当たり支給年額 (平成30年度決算)	342 千円 (179 千円)

⑥ その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算) 千円	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算) 円
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき6,500円 ただし、子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同		65,225	249,905
住居手当	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)/2+11,000円 (最高限度額28,000円)	同		33,245	261,773

通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給限度 1箇月当たり 55,000 円） (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600 円～35,000 円	異	○国の制度 (1)同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円～31,600 円	61,809	72,631
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000 円＋加算額（職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100km 以上の場合に 6,000～58,000 円を加算）	同		0	0
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 22,200 円～130,600 円を支給	異	職区分及び金額	130,954	654,769
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	異	単価算定時の総労働時間 国：2,015 市：2,015- (休日・年末年始の日数×7.75)	4,329	20,913
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間			45,357	160,841
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ①庁舎、設備の保全等 6,000 円 ②救急医療業務を伴う当直 6,000 円～21,000 円	異	○国の制度 ①4,400 円 ②医師のみ 21,000 円	59,780	165,596

管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下の場合 4,000～8,000円 6時間超の場合 6,000～12,000円 (2)管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000～4,000円支給	同		499	11,089
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医師、歯科医師 採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同		119,869	1,393,830

(8) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		給料・報酬月額	区分		令和元年度支給割合	
給料	市長	839,000円	期末手当	市長	3.40月分 加算措置 40%	
	副市長	691,000円		副市長		
報酬	議長	454,000円		議長		
	副議長	404,000円		副議長		
	議員	374,000円		議員		
区分		算定方式				
退職手当	市長	退職時給料月額×500/100×在職年数			16,780,000円	任期毎
	副市長	退職時給料月額×280/100×在職年数			7,739,200円	任期毎

注1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

令和2年4月1日現在の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

※公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間等 (1年あたり)	令和元年の取得状況	
		市長部局等	教育委員会
年次休暇	20日	平均 9.5日	平均 8.3日
夏季特別休暇	5日以内	平均 4.5日	平均 4.7日
病気休暇	原則、90日以内	取得者 13人	取得者 6人
介護休暇	6月以内	取得者 1人	取得者 0人
産前産後休暇	それぞれ8週間	取得者 4人	取得者 10人
育児時間	1日2回それぞれ30分以内	取得者 0人	取得者 0人
妻の出産	2日以内	取得者 5人	取得者 0人
子の看護休暇	5日以内	取得者 48人	取得者 8人
ボランティア休暇	5日以内	取得者 7人	取得者 0人

注1 市立砺波総合病院分は含まれておりません。

5 職員の休業に関する状況

職員の休業制度については、砺波市職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等 (1年あたり)	令和元年の取得状況	
		市長部局等	教育委員会
育児休業	子が3歳に達するまでの期間	取得者 3人	取得者 18人
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 2人	取得者 0人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 0人	取得者 0人

注1 市立砺波総合病院分は含まれておりません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和元年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	降任	免職	休職	降級	合計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和元年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和元年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	令和元年度の承認件数	
	市長部局等	教育委員会
研修を受ける場合	0件	0件
市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務又は事業を行う場合	9件 (2名)	0件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	0件	0件
合計	9件	0件

注 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

なお、上記には、市の消防団員としての災害出動及び職員団体としての適法な交渉のための職務に専念する義務の免除は含まれていません。

(2) 営利企業等従事許可の状況

令和元年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	令和元年度の許可件数	
	市長部局等	教育委員会
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ②職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	1件 (1名)	0件 (0名)

注 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

8 職員の退職管理の状況

令和元年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

区分	退職者数	再就職数	再就職先			
			市（特別職・再任用・嘱託）	市出資法人	民間企業	その他団体
市長部局等	8人	6人	2人	2人	2人	0人
教育委員会	0人	1人	1人	0人	0人	0人
合計	8人	7人	3人	2人	2人	0人

注 退職者数は、課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況

令和元年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

研修名		延べ開講日数	修了者数
指名研修		38日	111人
必須研修	現任課長研修	2日	3人
	新任所属長研修	2日	6人
	新任主幹研修	2日	6人
	現任係長研修	2日	5人
	新任係長研修	2日	8人
	中堅職員研修[継続課程]	2日	6人
	中堅職員研修[基礎課程]	2日	10人
	新任職員研修[前期]	4日	13人
	新任職員研修[後期]	3日	13人

専門研修	17日	41人
働きやすい職場環境づくり促進研修	1日	2人
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ	1日	1人
クレーム対応研修	1日	4人
説明力向上研修	1日	6人
パソコン研修	1日	3人
アサーティブ・コミュニケーション研修	1日	2人
新人職員トレーナー養成研修	1日	2人
ハードクレーム対応研修	1日	2人
発想力向上研修	1日	2人
段取り力向上研修	1日	1人
住民の信頼向上・クレーム対応研修	1日	1人
課題発見・分析力向上研修	1日	1人
法政執務に関する実務研修	1日	1人
チーム力強化研修	1日	2人
女性職員キャリアデザイン研修	1日	9人
地域ブランド力向上研修	1日	1人
上手な資料の作り方研修	1日	1人
市町村アカデミー研修	5日、9日	1人
国際文化アカデミー研修	3日、5日、11日	3人
砺波地域都市職員研修協議会研修	3日	25人
呉西圏域連携事業（政策形成能力向上研修）	1日	6人
人事評価者研修	1日	39人
安全運転講習会	1日	190人
体験型安全運転講習会	1日	9人
新規採用職員事前研修	1日	15人
新任職員研修（文書・防災）研修	1日	13人
現場体験研修	2日	13人
防災研修	1日	76人
手話体験講座	1日	16人
その他選択研修	—	人
自己啓発支援	—	1人
通信教育等	—	2人
合計	59日	520人

※上記の研修は、砺波市職員研修計画に基づくものの集計であり、所属所ごとの研修は含まれておりません。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の厚生事業を実施しており、令和元年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況	
			市長部局等	教育委員会
健康管理	定期健康診断	原則全職員	193名	153名
	日帰りドック（市町村職員共済組合事業）	指定年齢等の職員	44名 (内被扶養者2名)	20名
	ライフプランセミナー（市町村職員共済組合事業）	指定年齢の職員	7名	0名

職員互助会に係る決算額		5,925千円	
会員掛金		給料月額×2.0/1,000	
福利事業	職員互助会活動	給付事業	会員 448名
		（結婚祝金、出産祝金、弔慰金、見舞金等）	給付件数 61件
		研修事業（視察研修）	視察研修 3回 47名
		福利厚生事業（職員交流）	職員交流 347名
		文化・健康施設利用事業	利用施設数 12施設

※ 市立砺波総合病院においては、別途同様な厚生事業を実施しています。

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、令和元年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賅われています。

区分	主な内容	給付の状況	
		富山県市町村職員共済組合	
		件数	金額
保健給付	医療の給付 高額療養費 出産費等	23件	542千円
休業給付	傷病手当金 育児休業手当金等	110件	16,318千円

災害 給付	災害見舞金等	0件	0千円
附加 給付	家族療養費附加金 出産費附加金等	4件	157千円
計		137件	17,017千円

注1 市職員は、すべて富山県市町村職員共済組合に加入しています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

※ 市立砺波総合病院においては、富山県市町村職員共済組合に加入して、別途同様な共済事業を実施しています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和元年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）			
		市長部局等		教育委員会	
		件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	0	0	1	13
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	1	1,825	0	0
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し、年金等を支給します。	0	0	0	0
計		1	1,825	0	0

※ 上記のほか、市立砺波総合病院分は次のとおりとなっています。

療養補償 1件 54千円

障害補償 1件 2,365千円

1.1 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求はありませんでした。

1 2 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求はありませんでした。

公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業職員の給与費に関する状況について、次のとおり公表します。

1 水道事業

(1) 人件費の状況

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B / A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費率
令和 元年度	千円 865,253	千円 151,477	千円 68,473	% 7.9	% 7.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 元年度	人 12	千円 44,761	千円 5,798	千円 17,879	千円 68,438	千円 5,703

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
砺波市	40.8歳	322,636円	503,195円

注 平均月収額には期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

砺波市	一般行政職（砺波市）
一人当たり平均支給額（令和元年度） 1,481千円	一人当たり平均支給額（令和元年度） 1,615千円
（令和元年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～15%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（令和2年4月1日現在）

砺波市			一般行政職（砺波市）		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	

③地域手当（令和2年4月1日現在）

支給していません。

④特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給していません。

⑤時間外勤務手当

支給総額（令和元年度決算）	1,275 千円
職員 1 人当たり支給年額（令和元年度決算）	106 千円
支給総額（平成 30 年度決算）	717 千円
職員 1 人当たり支給年額（平成 30 年度決算）	72 千円

⑦ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般職の 一政制 の異同	行の 一般職 度な 異内容	支給実績 (元年度 決算) 千円	支給職員 1 人 当たり平均支 給年額 (元年 度決算) 円
扶養手当	(1) 扶養親族 1 人につき 6,500 円 ただし、子は 10,000 円 (2) 満 16 歳年度初めから満 22 歳 年度末までの間にある子 1 人につ き、5,000 円を加算	同		1,460	243,333
住居手当	借家等 ①家賃 27,000 円以下の場合 家賃-16,000 円 ②家賃 27,000 円を超える場合 (家賃-27,000 円)/2+11,000 円 (最高限度額 28,000 円)	同		1,074	268,500

通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給限度 1箇月当たり 55,000 円） (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600 円～35,000 円	同		456	45,580
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 21,000 円～66,400 円を支給	同		1,076	538,200
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	同		187	20,793
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6 時間以下の場合 4,000 円～8,000 円 6 時間超の場合 6,000 円～12,000 円	同		0	0